

鹿屋体育大学副学長、学長補佐及び事務局長の職務分担について

		〔平成16年 8 月 5 日〕 学 長 裁 定
改正	平成18年 9 月 21日	平成27年 3 月 27日
	平成19年 1 月 30日	平成28年 7 月 27日
	平成20年 8 月 1 日	平成30年 3 月 29日
	平成22年 4 月 15日	令和 2年 3 月 24日
	平成24年 9 月 20日	令和 3年 5 月 14日
	平成26年 8 月 7 日	令和 4年 3 月 2 日
	平成27年 1 月 5 日	

国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号）第37条、鹿屋体育大学副学長選考規則（平成24年規則第34号）第7条及び鹿屋体育大学学長補佐選考規則（平成16年規則第17号）第6条の規定に基づき、副学長、学長補佐及び事務局長の職務分担を下記のように定める。

記

1. 副学長

理事（教務・学生・研究・国際交流担当）が兼務する副学長	理事（組織・運営担当）が兼務する副学長
1. 学長から校務をつかさどる命令を受けた職務	
2. 上記1以外の職務	
☐ 教育に関する事項 ☐ 入試に関する事項 ☐ 就職に関する事項 ☐ 評価（教育・研究関係）に関する事項 ☐ 人事（教員関係）に関する事項 ☐ 国際交流に関する事項	☐ 組織・運営に関する事項 ☐ 経営に関する事項 ☐ 将来計画に関する事項 ☐ 評価（教育・研究関係を除く。）に関する事項 ☐ 人事（教員関係を除く。）に関する事項 ☐ 労務・安全管理に関する事項 ☐ 広報に関する事項 ☐ 情報公開に関する事項 ☐ 内部統制に関する事項

2. 学長補佐

学長補佐（教育担当）	学長補佐（学術研究・情報担当）	学長補佐（競技力向上・国体担当）
○学部教育に関する事項 ○教育企画・評価室に関する事項	○学術研究に関する事項 ○産学連携に関する事項 ○情報処理に関する事項 ○TASS、PALS、及びCASE プロジェクトに関する事項	○競技力向上に関する事項 ○競技指導に関する事項 ○国体に関する事項
学長補佐（学生支援担当） ○学生生活に関する事項 ○スポーツボランティアに関する事項 ○学生相談に関する事項 ○課外活動に関する事項		

※学長補佐のうち1人以上が欠員の場合は、その後任が任命されるまでの間は、学長が定めるところにより、当該学長補佐の職務を副学長が分担又は担当するものとする。

3. 事務局長

○財務会計に関する事項 ○資産運用に関する事項 ○施設・環境に関する事項 ○自己収入の管理・獲得に関する事項 ○事務の総括に関する事項

附則

この裁定は、平成16年8月5日から施行する。

附則（平18. 9. 21）

この裁定は、平成18年9月21日から施行する。

附則（平19. 1. 30）

この裁定は、平成19年1月30日から施行する。

附則（平20. 8. 1）

この裁定は、平成20年8月1日から施行する。

附則（平22. 4. 15）

この裁定は、平成22年4月15日から施行する。

附則（平24. 9. 20）

この裁定は、平成24年10月1日から施行する。

附則（平26. 8. 7）

この裁定は、平成26年8月7日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附則（平27. 1. 5）

この裁定は、平成27年1月5日から施行し、平成26年11月1日から適用する。

附則（平27. 3. 27）

この裁定は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平28. 7. 27）

この裁定は、平成28年8月1日から施行する。

附則（平30. 3. 29）

この裁定は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令2. 3. 24）

この裁定は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令3. 5. 14）

この裁定は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則（令4. 3. 2）

この裁定は、令和4年4月1日から施行する。